

# 会 議 録 目 次

令和 2 年第 8 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 2 年 1 2 月 3 日（木）午前 9 時 5 0 分 開議

日程第 1	第 58 号議案	第 5 次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定について……………	3
日程第 2	委員会提出議案第 2 号	海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	委員会提出議案第 3 号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	5
日程第 4	発議第 7 号	全ての医療機関への緊急財政措置を求める意見書案……………	6
日程第 5	発議第 8 号	人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める意見書案……………	7
日程第 6	発議第 9 号	人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める決議案……………	9
		(閉 会) ……………	10

令和2年第8回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 令和2年12月1日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 12月3日(木)9時50分宣告(第3日)

4. 応招議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	欠員
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三  
副 町 長 櫻 竜 俊  
教 育 長 佐々木 智 彦  
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三  
総 務 部 長 丹 羽 勤  
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝  
建 設 部 長 久保田 誠 司  
教 育 次 長 伊 藤 仁 士  
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸  
建 設 部 次 長 門 前 誠 司  
企 画 課 長 鎌 田 浩 一  
魅力づくり推進課長 中 下 義 博  
財 政 課 長 吉 本 真 人  
総 務 課 長 中 村 修 介  
税 務 課 長 片 山 茂  
防 災 課 長 宮 垣 将 司  
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子  
住 民 課 長 近 森 茂  
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂  
こ ども 課 長 新 藤 正 敏  
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美  
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美  
建 設 課 長 木 村 生 栄  
上 下 水 道 課 長 早 稲 田 誠  
学 校 教 育 課 長 森 山 真 文  
生 涯 学 習 課 長 脇 本 健 二 郎



す。第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会、前田委員長。

○14番（前田）第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会委員長の前田でございます。審査報告をいたします。本委員会は令和2年12月2日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第58号議案、第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてでございます。審査経過については、本日12月3日に委員会を開催し、付託案件について、町長以下、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、第58号議案については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上で、第5次海田町総合計画基本構想及び基本計画審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより採決を行います。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。第58号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、委員会提出議案第2号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、多田委員長。

○12番（多田）議会改革特別委員会委員長の多田です。委員会提出議案第2号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

現在の議会の実態に即した委員会構成とし、充実した審議を行うため、常任委員会として設置している予算委員会を廃止し、更に、その他三つの常任委員会を二つの常任委

員会に統合させるよう条例の改正を行うものです。施行期日は令和3年4月1日からです。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、委員会提出議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第2号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、委員会提出議案第3号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会委員長、多田委員長。

○12番（多田）議会改革特別委員会委員長の多田です。委員会提出議案第3号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。議会における多様性の確保の観点から、議会への欠席事由について育児・介護等を認め、出産による欠席については、産前産後の休暇期間を明確化するため、規則の改正を行うものです。施行期日は公布の日からです。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、委員会提出議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第3号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は、原案のとおりこれを決します。

〇議長（桑原）日程第4、発議第7号、全ての医療機関への緊急財政措置を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小田議員。

〇2番（小田）2番、小田です。発議第7号、全ての医療機関への緊急財政措置を求める意見書案について、読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

全ての医療機関への緊急財政措置を求める意見書案。新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた第2次補正予算では、医療・福祉の供給体制の確保に2.7兆円の予算が確保されたが、喫緊の課題である医療機関への損失補填、財政支援については資金繰り支援にとどまった。政府は、本年4月、緊急事態宣言を発令、4月、5月の外出自粛を要請し、国民の感染への不安などから多くの医療機関で患者減や保険診療収入の減少となっている。感染防止のための支出も多く、医療活動を維持することに不安を感じているのが現状である。また、新規開業の医療機関では融資の返済や家賃、人件費など固定費の負担が多くのかかっており、特別の措置が必要である。医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利で公共的、公益的な役割を担っている。しかし、長年の社会保障費抑制策のもとで医療機関の経営はひっ迫し、地域医療の脆弱さが浮かび上がっている。地域の医療機関が経営破綻すればその地域の患者、住民への医療提供、健康の確保に影響を及ぼすことになる。今後の更なる感染拡大に備えるためにも、医療機関の立て直しは急務である。以上のことから、次のとおり、国による迅速かつ大規模な財政措置を強く求める。

一つ、全ての医療機関に減収分の補填、人件費の補助を行うこと。

二つ、希望する医療機関には前年度の報酬支払額に基づく概算請求を認め、事業が継続できるよう、収入を保障すること。

三つ、新設の医療機関については赤字分を補填する特例助成を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

〇議長（桑原）以上で説明を終わります。提出者が議員全員でございますので、質疑、討論は省略いたします。

これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。発議第7号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、関係機関へ送付をいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、発議第8号、人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中） 発議第8号、人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める意見書案。読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

我が国において、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会実現が求められております。このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会への活性化、医療費や介護費の削減などに貢献をしている。昨年12月に政府がまとめた全世代型社会保障検討会議中間報告においても、元気で意欲あふれる高齢者がその能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要性が指摘をされており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものになっている。ついては、令和3年度のシルバー人材センター事業の推進のために、必要なセンターに対する一般会計をはじめとした補助金の確保を強く要望する。また、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式、インボイス制度について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。よろしく申し上げます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。中ほどに、シルバー人材センターの果たす役割が非常に重要だと、確かにそうなのかもわかりませんが、ここではシルバー人材、要するに、どうもこの文章だけでいうと、事務を助成しろと、こういうふうに聞こえるんですが、実際に働くのは、ここにもあるように、いわゆる高齢者が働く。だから、事務は、必要経費はそれなりのところから徴収してね、実際に働く人は、いわゆる請負制度というか、一企業というか、だから、本当に働く人を助成してあげにやいかんのじゃないか、そういう人の助成になるのかどうか、ちょっとその辺についてお尋ねします。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 前田議員の質疑に答弁をいたします。確かに言われるとおり、人件費が

中心でありますけれども、町からの補助金が1,869万4,000円、それから、指定管理というのがありまして、379万1,000円、人件費、対象者が給与者が4人、臨時賃金対象者が3人、それ以上に必要経費が役員報酬、給与、賃金、法定福利、退職給付費、通信費、什器備品費、光熱費、保険料、自動車、菓子工房、盆灯籠、しめ飾り、託児センター、花の栽培とか、いろいろ数多くございます。そうした面の費用も含めて、令和元年度の決算を見れば赤字傾向、2年度を見れば、3月から6月の間は、前年度に比べて200万円ぐらい、月に減額になっております。そうした面から見て、ここに提案をいたしました百年時代におけるシルバー人材センターへの補助金は必至でありますので、御理解いただきたいというように思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の説明でなるほどそうかなというふうに聞こえるんかもわからんけどね、お菓子がどうか、しめ飾りがどうか、それは全部、先ほど言いました働く人のことであって、どうもここで言うとするのが、センターへの支援と、こうなっておるから、私が言うとするわけでね。本当に今言われる人の働く人のために支援するの、非常にいいことだと思うんよ。どうも、事務所いうか、そういうところ、夏は皆さん、暑いのに草刈り、汗水垂らして頑張っておられる、事務所はクーラーをつけて座っとる。そこに支援する必要があるのかどうか、その辺についてどのようにお考えか、再度、お尋ねいたします。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再度、答弁をいたしますが、今、質疑があった項目について、その準備をするのに、必要な経費がどうしても必要であります。いわゆる投資的な感じがしますけれども、そうした整備を整えながら、シルバーの会員を募集をしながら、そして、今、248人おりますけれども、これらの方々に適切で安全で、しかも、楽しみながら老後を過ごしていただくと。その土台を作るためのそういう経費でございますので、いろいろ意見もあろうかと思いますが、是非御理解いただきたいというように思います。

○議長（桑原）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。発議第8号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおりこれを決します。  
なお、ただいま議決をした意見書については、関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第6、発議第9号、人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番(佐中) 発議第9号、人生百年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める決議案。読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会実現が求められております。このような中で、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会への活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献をしております。昨年12月に、政府がまとめた全世代型社会保障検討会議中間報告においても、元気で意欲あふれる高齢者がその能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要性が指摘をされており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものになっております。ついては、令和3年度のシルバー人材センター事業推進のために必要な、センターに対する国の補助金と同額以上の補助金の確保及びセンターに対する事業発注の確保について強く要望する。以上です。よろしくお願いたします。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。発議第9号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決した決議書については、町長に送付をいたします。どうぞよろしく  
お願いをいたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 令和2年12月海田町議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。本定例会に提出させていただきました各議案につきまして、全て可決いただき、厚く御礼申し上げます。特に、庁舎移転事業に係る補正予算につきましては、可決いただいたことについては大変感謝しております。建設工事の入札手続に速やかに着手してまいります。新庁舎整備につきましては、議員の皆様へ進捗状況を丁寧に御報告しながら進めてまいりたいと考えております。この度、皆様から賜りました御意見につきましては、これからの町政の施行に反映させてまいる所存でございます。これからもなお一層御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原） 本定例会において、不適切な言辞がございました。後刻、記録を調査し、措置をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、令和2年第8回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前10時18分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年3月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員